

議案第8号

守口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

守口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和4年2月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

守口市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年守口市条例第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。